

正 提出用

平成 年 月 日

王寺町水道事業管理者

王寺町長

殿

住 所

申込者

氏 名

印

## 確 認 書

今般、王寺町上水道給水条例第11条第1項の規定に基づく給水装置の申込みにあたり、下記条項を確認の上、これら条例等を遵守することを約束します。

万一違反しましたときは、給水条例の定めるところにより、給水を停止されても一切異議は申し立てません。

### 記

1. 給水装置は、善良な管理人の注意をもって管理すること。  
(給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する止水栓・メーター・給水栓等。)
2. メーターは、公道側に接近する敷地内の柵外で入口附近に設置し、メーターの設置場所に、点検並びに修理・取替作業を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けないこと。
3. 家屋又は家屋の附属建物等の増・改築又は模様替えによって、前項の規定をおかすことになる場合は、直ちに所定の手続きをもって管理者に申請し、管理者（水道課）の指示どおり改善すること。  
なお、これに要する費用は、給水装置の所有者又は使用者が全額負担すること。
4. 給水装置の所有者が町内に居住しないときは、条例に定める一切の事項を処理させるため町内に居住する代理人を置くこと。

副 お客様控

平成 年 月 日

王寺町水道事業管理者

王寺町長

殿

住 所

申込者

氏 名

印

## 確 認 書

今般、王寺町上水道給水条例第11条第1項の規定に基づく給水装置の申込みにあたり、下記条項を確認の上、これら条例等を遵守することを約束します。

万一違反しましたときは、給水条例の定めるところにより、給水を停止されても一切異議は申し立てません。

### 記

1. 給水装置は、善良な管理人の注意をもって管理すること。  
(給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する止水栓・メーター・給水栓等。)
2. メーターは、公道側に接近する敷地内の柵外で入口附近に設置し、メーターの設置場所に、点検並びに修理・取替作業を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けないこと。
3. 家屋又は家屋の附属建物等の増・改築又は模様替えによって、前項の規定をおかすことになる場合は、直ちに所定の手続きをもって管理者に申請し、管理者（水道課）の指示どおり改善すること。  
なお、これに要する費用は、給水装置の所有者又は使用者が全額負担すること。
4. 給水装置の所有者が町内に居住しないときは、条例に定める一切の事項を処理させるため町内に居住する代理人を置くこと。